

令和7年度

磐越自動車道

鳥屋山トンネル工事

特記仕様書

令和7年11月

東日本高速道路株式会社 東北支社
会津若松管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 管理技術者及び現場作業責任者	1
4. 間接工事費の変更	1
5. 材料調達に伴う変更	2
6. カーボンニュートラル推進工事	3
7. 配置技術者について	4
8. 工事用地等に関する事項	4
9. 自工区外盛土場に関する事項	4
10. 関連施設その他との関係	5
11. 工事用電力に関する事項	6
12. 作業日及び作業期間に関する事項	7
13. 関連工事に関する事項	10
14. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	11
15. 工事用道路に関する事項	12
16. 保安に関する事項	13
17. 環境保全に関する事項	16
18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	17
19. 現場環境改善に関する事項	18
20. 道路構造物点検の実施	20
21. 三者協議会に関する事項	20
22. 設計変更ガイドラインの活用について	21
23. 工事変更等検討会の設置	21
24. 工事細部に関する事項	22
25. 補足事項	53

添付資料

様式－ 1	間接工事費計画書の提出について
様式－ 2	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－ 2 (別添)	変更間接工事費計画書
様式－ 3	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－ 4	材料調達変更計画書の提出について
様式－ 4 (別添)	材料調達変更計画書
様式－ 5	材料調達実績報告書の提出について
様式－ 6	カーボンニュートラル施工計画書
様式－ 7	取得報告書
様式－ 8	工事費構成内訳書
様式－ 9	工程表
様式－ 1 0	工事履行報告
様式－ 1 1	再生資材供給可能量の照会について
(別記様式)	再生資材の供給可能量の情報提供について
様式－ 1 2	再生資材供給可能量報告書
様式－ 1 3	工事記録情報 完了届
別添－ 1	磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事 三者協議会協定書(案)

1. 工事概要

- 1-1 工事名 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事
- 1-2 路線名 東北横断自動車道 いわき新潟線
- 1-3 工事箇所 (自) 福島県耶麻郡西会津町大字束松 (STA. 659+40)
緯度37°34'47" 経度139°43'0"
(至) 福島県耶麻郡西会津町睦合 (STA. 688+40)
緯度37°34'48" 経度139°41'10"
- 1-4 工事延長
- | | | |
|--------|---|----------|
| 総延長 | 約 | 2,900.0m |
| 土工延長 | 約 | 318.0m |
| トンネル延長 | 約 | 2,582.0m |

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-54「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「工事延長」も記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和7年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用するものとする。

3. 管理技術者及び現場作業責任者

本工事は、調査等共通仕様書1-7「管理技術者」及び1-8「現場作業責任者」を適用しないものとする。

4. 間接工事費の変更

4-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

4-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

4-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

4-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。

なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

4-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

4-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

(1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

(4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

4-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

4-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5. 材料調達に伴う変更

5-1 対象となる資材等

骨材、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。

また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	福島県会津地区
	RC-40	
	M-40	
	単粒度碎石4号	
仮設鋼材	鋼製覆工板、形鋼	福島県
	H形鋼	
	特殊覆工板	千葉県

5-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

6. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

6-1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（6）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- （2）工事受注者が技術提案として提案していない取り組み
- （3）次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （4）発注者が費用を計上していない取り組み
- （5）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （6）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

6-2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

- （1）受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-6）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評価において本特記仕様書「6-1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

6-3 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

6-4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

7. 配置技術者について

7-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告(説明書)に示すとおりとする。

7-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

磐越自動車道磐梯熱海IC～津川ICを通過する市町村及び隣接する市町村

8. 工事用地等に関する事項

8-1 工事用地等の確保

契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期(用地の確保が完了する時期)は下表のとおりである。

受注者は使用可能時期以前に当該工事用地等を使用してはならない。

番号	所在地	面積	使用可能時期	備考
①	福島県耶麻郡西会津町束松	約2,250㎡	令和9年8月	軽沢工事用道路
②	福島県耶麻郡西会津町束松沼田丁	約1,820㎡	令和9年8月	軽沢土砂仮置場
③	福島県耶麻郡西会津町睦合	約5,600㎡	令和9年4月	工事用仮栈橋A・B-1・B-2

受注者は、工事用地の使用が完了した際は速やかに監督員に報告し、用地状況及び跡片付け等の完了確認を受けるものとする。

9. 自工区外盛土場に関する事項

9-1 自工区外盛土場

9-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、その名称及び盛土可能量は、下表のとおりとする。

名称	当該工事盛土可能量	摘要

自工区外盛土場A	約150,000m ³	県道改良工事(仮称)
自工区外盛土場B	約99,000m ³	若松北BP工事(仮称)

9-1-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合がありますので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	磐越自動車道 東松トンネル工事	前田建設工業(株)	東日本高速道路(株)会津若松管理事務所
2	磐越自動車道 本線工事(仮称)	未定	東日本高速道路(株)会津若松管理事務所
3	県道改良工事(仮称)	未定	福島県会津若松建設事務所
4	若松北BP工事(仮称)	未定	福島県会津若松建設事務所

9-1-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

9-1-4 補償費等

位置図に示す自工区外盛土場A・Bの補償費等は無償とする。

9-1-5 完了確認

受注者は捨土が完了後、監督員に通知し、跡片付け等の確認を受けるものとする。

なお、捨土実施中は、自工区外盛土場A・Bへの運搬状況を毎月監督員へ報告するものとする。

9-1-6 盛土場の変更

捨土箇所を変更する必要があるが生じ、監督員が必要と認めてこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

10. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	摘要
福島県耶麻郡 西会津町東松	県道341号線	福島県喜多方建設事務所	立体交差 軽沢工事用道路(県) 軽沢工事用道路(迂)
福島県河沼郡 会津坂下町片門	県道341号線	福島県河沼郡会津坂下町	片門工事用道路(町2)
福島県耶麻郡 西会津町睦合	認定外道路	福島県耶麻郡西会津町	横沢工事用道路(町)

(2) 河川関係

位置	河川名	管理者名	摘要
STA. 660+65.0	切石川	福島県喜多方建設事務所	一級河川
STA. 687+60.0	横沢川	福島県耶麻郡西会津町	普通河川

(3) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
県道341号線	福島県喜多方警察署	軽沢工事用道路（県） 軽沢工事用道路（迂）
認定外道路	福島県喜多方警察署	横沢工事用道路（町）

なお、交通規制に必要な協議について、原則として受注者が行うものとし、協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(4) 電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
STA. 659+40.0～ STA. 688+40.0	メタル通信・電源ケーブル、 光通信ケーブル 鳥屋山トンネル電気室	東日本高速道路(株)	埋設及び添架

受注者の施工上の理由から移設等を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。

なお、この場合、事前に移設及び受電計画書を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

1.1. 工사용電力に関する事項

1.1.1 関係官公署への申請

受注者は、本工事に使用する工사용電力及びフリッカ対策装置については、あらかじめ計画書を監督員に提出し、その確認を得て、東北電力ネットワーク(株)等と需給契約をし、関係官公署への申請手続き等を行わなければならない。

1.1.2 受電地点及び予定契約電力

本工事に使用される電力容量、供給関係については、東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センターと概略について協議済みである。

なお、発注者と東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センターとの打合せによる受電地点及び予定契約電力は、「参考図・仮設工平面図(1)(2)」及び下表のとおりとする。

受電位置	予定契約電力	摘要
STA. 661+00付近 (下り線側)	約437kw	東北電力ネットワーク(株) 喜多方電力センター
STA. 687+30付近 (下り線側)	約402kw	

1.1.3 施設の保守管理

本工事に使用する電力設備、現場内配電線等の施設、保安管理及び撤去は、すべて受注者が行うものとする。これらに要するすべての費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、受電に要する電力会社への工事負担金については、発注者が負担するものとする。

1.1.4 施設の設置・撤去

電力設備の設置、維持管理及び撤去に当たっては、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等を遵守して行わなければならない。

1.1.5 電気主任技術者の選定

法令に定める自家用電気工作物施設（契約電力50KVA以上）の維持保守に当たっては電気主任技術者を選任し、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し適切な運用を行うものとする。

1.2. 作業日及び作業期間に関する事項

1.2-1 冬季休止期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は冬季休止期間として、トンネル工事以外の現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議して定めるものとする。

工種	冬季休止期間	摘要
土工関連の作業	12月10日～ 翌年3月31日	
コンクリート関連の作業	11月20日～ 翌年4月10日	
舗装関連の作業	12月10日～ 翌年3月31日	

1.2-2 夜間作業

下表に示す項目及びトンネルの施工（「トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽からずり仮置場への運搬」以外のずり処理工を除く）については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

単価表の項目	摘要
交通保安要員 交通誘導警備員B1(Y)	鳥屋山トンネルI期線における計測工C（亀裂変位、内空変位、覆工コンクリート応力、坑内温度、振動、自動計測機）測定機器設置箇所の車両誘導
計測工C 亀裂変位測定	鳥屋山トンネルI期線における亀裂変位測定機器の設置
計測工C 内空変位測定	鳥屋山トンネルI期線における内空変位測定機器の設置
計測工C 覆工コンクリート応力測定	鳥屋山トンネルI期線における覆工コンクリート応力測定機器の設置
計測工C 坑内温度測定	鳥屋山トンネルI期線における坑内温度測定機器の設置
計測工C 振動測定	鳥屋山トンネルI期線における振動測定機器の設置、撤去
計測工C 自動計測機設置	鳥屋山トンネルI期線における自動計測機の設置

1.2-3 通行止め

下表に示すとおり通行止めを予定している。なお、通行止め時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

なお、通行止め作業は、原則として発注者が行うものとし、通行止めに伴う本線、ICの交通規制は、他の工事にて行うものとする。

上下別	施工区間	時期	回数	通行止め 規制時間帯	備考
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和9年7月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	計測工C(振動測定を除く)の機器設置
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和9年10月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和10年7月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和10年10月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和11年7月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和11年10月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和12年7月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和12年10月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	計測工C(振動測定)の機器設置
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和13年7月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	計測工C(振動測定)の機器撤去
上下	会津坂下IC ～西会津IC	令和13年10月	10回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	

※上表の通行止め規制時間帯の()内の時間は、拘束時間を示す。

12-4 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	予定時期	1車線規制 可能時間帯	摘要
認定外道路 【横沢工事用道路(町)】	令和9年4月 ～令和9年12月	08:00～17:00	工事用仮栈橋工A 工事用仮栈橋工B-1 設置時 ※片側交互通行
	令和10年4月		
	令和12年7月 ～令和12年9月		
	令和13年4月 ～令和13年8月		

道路名	予定時期	1車線規制 可能時間帯	摘要
			※片側交互通行

(2) 通行止め

道路名	予定時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
認定外道路 【横沢工事用道路（町）】	令和9年4月 ～令和9年12月	4回	終日	工事用仮栈橋工A、B-1 設置
	令和10年4月			工事用仮栈橋工B-2 設置
	令和12年7月 ～令和12年9月	2回		工事用仮栈橋工A 工事用仮栈橋工B-1 工事用仮栈橋工B-2 撤去
	令和13年4月 ～令和13年8月	4回		

12-5 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

12-5-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

12-5-2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事完了後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式-7）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

12-5-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間（まで）

12-6 完全週休2日工事に要する費用

12-6-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書12-5-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

12-6-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

13. 関連工事に関する事項

13-1 関連調査及び工事

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が調査または施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事業務等の実施に関する年度協定・道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	当社	(株)ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定・施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	当社	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
磐越自動車道 R8 会津若松管内 舗装補修工事	工事区間の重複	未定	当社	未定
磐越自動車道 東松トンネル計測調査	工事区間の重複	令和6年11月22日 ～ 令和8年11月11日	当社	中央開発(株)
令和7年度 磐越自動車道 会津坂下～西会津間 水文調査	工事区間の重複	令和7年2月7日 ～ 令和9年8月25日	当社	中央開発(株)
磐越自動車道 東松トンネル工事	工事区間の重複	令和7年10月23日 ～ 令和12年10月26日	当社	前田建設工業(株)
磐越自動車道 本線工事(仮称)	工事区間の重複	未定	当社	未定
県道改良工事(仮称)	工事区間の重複、土砂及びトンネルずりの受入れ	未定	福島県 会津若松 建設事務所	未定

若松北BP工事(仮称)	工事区間の重複、土砂及びトンネルずりの受入れ	未定	福島県 会津若松 建設事務所	未定
-------------	------------------------	----	----------------------	----

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から指示するものとする。

1.3-2 工事着手可能時期

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する工事区間の工事着手可能時期は下表のとおりとする。

工事名	施工箇所	着手可能時期	受注者名
磐越自動車道	軽沢橋	令和9年8月中旬	前田建設工業(株)
東松トンネル工事	軽沢工事用道路		
	軽沢土砂仮置場		

1.4. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項

1.4-1 工事費構成内訳書及び工程表

1.4-1-1 工事費構成内訳書

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」（以下「内訳書」という。）は様式-8のとおりとする。

内訳書は共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表と合わせて提出するものとする。ただし、内訳書の提出は当初契約締結時のみとし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1.4-1-2 工程表

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表は（様式-9）のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
土工	道路掘削、捨土掘削、盛土工、構造物掘削、構造物裏込め工、種散布工、種吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め砕石、基礎工
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管のみ口、吐口、地下排水工、油水分離ます
工所用仮架橋工	工所用仮架橋工
トンネル工	コンクリート、型わく、鉄筋、トンネル掘削、吹付コンクリート工、ロックボルト工、鋼アーチ支保工、ずり処理工、インバート埋戻し工、計測工B、覆工防水工、裏面排水工、路盤排水工、汚濁水処理工、フリッカ設備工、切羽監視員、はく落防止対策工、坑口盛土工、長尺鋼管先受工、長尺鋼管鏡補強工、避難連絡坑付帯工、盛土付帯工、調査ボーリング工
附帯工	重力式擁壁工
計測工	計測工C

雑工	上記以外
----	------

14-2 履行報告

共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する履行報告は様式-10及び本特記仕様書14-1-2「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

15. 工事用道路に関する事項

15-1 工事用道路の指定

共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
1	軽沢工事用道路	5m	140m	舗装	無償	R9.8	他工事	新設
2	軽沢工事用道路(県)	4~10m	1,800m	舗装	無償	—	—	既設
3	軽沢工事用道路(迂)	5m	70m	舗装	無償	R11.9	他工事	新設
4	横沢工事用道路(町)	5~6m	70m	舗装	無償	—	—	既設
5	横沢工事用道路	6m	446m	覆工板	無償	—	当該工事	新設
6	片門工事用道路(町2)	4~5m	65m	舗装	無償	—	—	既設
7	片門工事用道路(盛2)	3~4m	95m	砂利道	無償	R10.4	他工事	既設
8	若松北工事用道路(盛)	5m	520m	砂利道	無償	R12.4	他工事	既設

※番号4、5は休工中の施錠管理が必要となるが、運用等については監督員の指示に従うこと

15-2 工事用道路の使用条件

上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである。

番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間
1	軽沢工事用道路	8時~17時	8時~17時	8時~17時
2	軽沢工事用道路(県)	8時~17時	8時~17時	8時~17時
3	軽沢工事用道路(迂)	8時~17時	8時~17時	8時~17時
4	横沢工事用道路(町)	8時~17時	8時~17時	8時~17時
5	横沢工事用道路	8時~17時	8時~17時	8時~17時
6	片門工事用道路(町2)	8時~17時	8時~17時	8時~17時

7	片門工事用道路（盛2）	8時～17時	8時～17時	8時～17時
8	若松北工事用道路（盛）	8時～17時	8時～17時	8時～17時

1 5 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 5 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

工事名	受注者	工事用道路名
磐越自動車道 東松トンネル工事	前田建設工業(株)	1：軽沢工事用道路 2：軽沢工事用道路（県） 3：軽沢工事用道路（迂）
県道改良工事（仮称）	未定	6：片門工事用道路（町2） 7：片門工事用道路（盛2）
若松北BP工事（仮称）	未定	8：若松北工事用道路（盛）
磐越自動車道 本線工事（仮称）	未定	8：若松北工事用道路（盛）

1 5 - 4 工事用道路の維持

(1) 本特記仕様書 1 5 - 1 「工事用道路の指定」に示す番号 1～7 の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、本特記仕様書 1 5 - 1 「工事用道路の指定」に示す番号 1～8 について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、下記の設置場所に泥落とし装置（湿式、全輪型）を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要と認めて泥落とし装置の配置の変更を指示した場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

設置場所	数量	設置期間
STA. 6 6 0 + 2 0 付近（下り線側）	1 基	土運搬及び資機材搬入期間中
STA. 6 8 7 + 8 0 付近（下り線側）	1 基	

1 6. 保安に関する事項

1 6 - 1 工事用車両の運行速度

本特記仕様書 1 5 - 1 「工事用道路の指定」の路線又は場所において、工事用車両の運行速度は法定速度等を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 6 - 2 工事用車両の区別

共通仕様書 1 - 2 5 - 2 「交通安全」（2）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。

なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図

磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事
工事用車両
受注者名(□□)

材質：耐水合板、強化プラスチック、
布製又はラミネート加工した印刷物等
取付位置：車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な位置
寸法：前部標示板
乗用車等：A4サイズ以上
トラック、ダンプ等：A3サイズ以上
後部標示板
トラック、ダンプ等：30cm×90cm以上
その他の全車両：A3サイズ以上
色彩：茶色地に白文字
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の
文字より大きめにする）
□□：受注者車両の通し番号

1.6.3 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。

なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

1.6.4 工事に使用する機械について

公称質量21t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

1.6.5 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1.6.6 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1.6.6-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路(株)、KDDI(株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1.6.6-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 7 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差及び高速道路が並行しているため、材料等の飛散・落下による本線通行車両の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 6 - 8 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として会津若松管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6 - 9 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	<ul style="list-style-type: none"> ○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通してか安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し、確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)、2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

16-10 保安に関する費用

本特記仕様書16-2「工事用車両の区別」、16-3「標識等の設置」、16-4「工事に使用する機械について」、16-5「現場内の安全整備」、16-6「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」(試掘に関する費用は除く)、16-7「飛散防止対策」、16-8「工事着手前安全検討会」、16-9「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、16-9「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 井戸等の枯渇対策

本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中に受注者はこれらの物件を発見した場合には直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17-2 自然木の保存

軽沢工事用道路、軽沢工事用道路(県)、軽沢工事用道路(迂)、横沢工事用道路(町)、工事用仮橋工A、B-1、B-2及びトンネル坑口付近の自然木については、工事によって立枯れすることがないように留意しなければならない。

17-3 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行と発破による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

なお、監督員が必要であると認めて防塵柵等の対策工を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17-4 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17-5 六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。六価クロム溶出試験に要する費用の取扱いは共通仕様書18-13「六価クロム溶出試験」の規定によるものとする。

17-6 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

17-7 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

18-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等
裏込め砕石	再生クラッシャーラン	約 20 m ³	
基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	再生クラッシャーラン	約 5 m ³	
油水分離ます Type A	再生クラッシャーラン	約 5 m ³	
油水分離ます Type B	再生クラッシャーラン	約 5 m ³	
油水分離ます Type C	再生クラッシャーラン	約 5 m ³	
重力式擁壁工	再生クラッシャーラン	約 20 m ³	
工事用仮栈橋工 設置工 A	再生クラッシャーラン	約 80 m ³	
工事用仮栈橋工 撤去工 B-1	再生加熱アスファルト 混合物	約 25 t	

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-11)を行うものとする。

照会にあたり、再資源化施設は次の手順で選定するものとする。

- 1) 建設汚泥再生品にあつては当該工事現場から概ね50kmの範囲内の再資源化施設とする。
- 2) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- 3) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

18-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	単価項目	数量	処理方法
コンクリート塊(有筋)	本線部	コンクリート取壊し	約 5 m ³	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊(無筋)	本線部	コンクリート取壊し	約 30 m ³	再資源化施設へ搬入
吹付コンクリート	トンネル	トンネル掘削 (避難連絡坑)	約 10 m ³	再資源化施設へ搬入

アスファルト塊	本線部 仮棧橋	アスファルト舗装版 取壊し	約 15 m ³	再資源化施設へ搬入
建設発生土	本線部	ずり処理工等	約249,000m ³	本特記仕様書 9-1 自 工区外盛土場に関する 事項による 最大粒径 30 cm 以内

(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

(3) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋) コンクリート塊 (無筋)	(有)吉田骨材店	福島県会津若松市北 会津町上米塚字村東 1314	受入時間：8時～17時 土曜日：基本第2、4週休 日曜日：全休 会津地区のみの受入 1m角以下の小割
アスファルト塊	(株)東北入谷まち づくり建設	福島県会津若松市門 田大字一ノ堰字村西 708-9	受入時間：8時～16時30分 土曜日：基本第2、4週休 日曜日：全休 30cm角以下の小割

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(4) トンネル掘削等により生ずる濁水を処理した後の汚泥については、関連法令等に従い適切に処理すると共に、処理に先立ち成分分析試験を行いその結果を監督員へ報告するものとする。

なお、成分分析試験の試験結果、基準値を超えた場合において監督員が必要と認めてその処理を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

18-3 再生資材供給量の報告

本特記仕様書 18-1 「再生資材の使用」 (2) による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に再生資材供給可能量報告書 (様式-12) を提出し、その指示に従うものとする。

18-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

19. 現場環境改善に関する事項

19-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 6 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	現場休憩所の快適化
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
地域連携	見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

19-2 熱中症予防に係る対策費用

19-2-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対策期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

19-2-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1 に示す機械・施設類でリース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

19-2-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

19-2-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

20. 道路構造物点検の実施

20-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造

物編（令和6年4月）」（以下「点検要領」という。）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、トンネル構造物、土工構造物とする。

20-2 点検手法

点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。

なお、のり面については、のり面の整形時又はのり面对策工の施工前に目視による外観検査を行うものとする。

20-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

20-4 検査の記録

点検要領第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

20-5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書20-1「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

21. 三者協議会に関する事項

21-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- 1) 鳥屋山トンネルの補助工法
- 2) その他、監督員が必要と認める事項

21-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添一1に示す「磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

21-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 1 - 4 三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1 - 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1 - 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 2 . 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 7 年 7 月 東日本高速道路株）」を参考にすること。

なお、設計変更ガイドラインは N E X C O 東日本のホームページより入手が可能である。

2 3 . 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公平性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

24. 工事細部に関する事項

24-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

- (15) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- (16) I期線近接施工における供用路線への安全対策

24-2 単価名称末尾の記号

単価表の項目末尾の記号は次のとおりとする。

単価表の項目の末尾	区分内容
(Y)	夜間作業
記号なし	上記以外

24-3 道路掘削

(1) 種別

共通仕様書2-6-1「定義」(1)に規定する道路掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
道路掘削 土砂	1) 本線部における土砂(土質区分・土砂B)の掘削、積込み 2) ソイルセメント盛土A箇所への運搬 3) 本線盛土部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 4) ずり仮置き場復旧箇所への運搬、敷均し、締固め 5) 含水比の調整
道路掘削 軟岩	1) 本線部における軟岩(土質区分・軟岩A)の掘削、積込み 2) 本線盛土部への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水比の調整

24-4 捨土掘削

(1) 種別

共通仕様書2-6-1「定義」(3)に規定する捨土掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂(表土)A	1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 自工区外盛土場Aへの運搬

24-5 盛土工

(1) 種別

共通仕様書2-7-1「定義」に規定する盛土工の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
盛土工 盛土工A1	共通仕様書 第2章「土工」2-7-2に規定する購入材(C-40)を使用し、上部路床を施工するものをいう。

(2) 支払

共通仕様書2-7-8「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

2- (5) 盛土工

盛土工 A 1

m³

2 4-6 構造物掘削及び構造物裏込め工

(1) 種別

共通仕様書 2-8-1 「定義」 (1) (2) に規定する構造物掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
構造物掘削 普通部A	1) 東工区 (起点側) トンネル坑門部の掘削 (土質区分: 土砂B、軟岩A) 2) 掘削箇所における仮置き、埋戻し 3) 自工区外盛土場Aへの運搬 4) 含水比の調整
構造物掘削 普通部B	1) 西工区 (終点側) トンネル坑門部の掘削 (土質区分: 土砂B) 2) 掘削箇所における仮置き、埋戻し 3) 自工区外盛土場Aへの運搬 4) 含水比の調整
構造物裏込め工 裏込め工A 1	1) 東工区 (起点側)、西工区 (終点側) トンネル坑門の裏込め部への購入材 (C-40) の敷均し、締固め 2) 含水比の調整

- 1) 構造物掘削において、地質状況や湧水等により掘削のり面に崩壊の危険性が生じ、掘削が困難になった場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとし、それに要する費用は、監督員と受注者との協議して定めるものとする。
- 2) 掘削中に予期しない転石等に遭遇した場合は、その処置方法について、監督員と協議するものとする。なお、監督員が工法の変更等を指示した場合は、それに従うものとし、それに要する費用は、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

(2) 構造物裏込め工の材料

共通仕様書 2-8-7 「構造物裏込め工の材料」に下記を追加する。

構造物裏込め工A 1に使用する材料は、購入材 (C-40) とし「土工施工管理要領」に示す基準に適合する材料でなければならない。

(3) 支払

共通仕様書 2-8-1 1 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

2- (6) 構造物掘削

普通部A

m³

普通部B

m³

2- (7) 構造物裏込め工

裏込め工A 1

m³

2 4-7 のり面工

2 4-7-1 種散布工

共通仕様書 4-7-2 「材料」 (1) に規定する種散布工の種子の種類及び使用量は、下記のとおりとする。

なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量 (1 m ² あたり)	摘要
----	----------------------------	----

トールフェスク (おい性種)	6. 6 g	
ケンタッキーブルーグラス (おい性種)	2. 0 g	
コロニアルベントグラス	0. 5 g	

24-7-2 種吹付工

共通仕様書4-8-3「材料」(1)に規定する種吹付工の種子の種類及び使用量は、下記のとおりとする。

なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量 (1㎡当たり)	摘要
トールフェスク (おい性種)	6. 6 g	
ケンタッキーブルーグラス (おい性種)	2. 0 g	
コロニアルベントグラス	0. 5 g	

24-8 コンクリートブロック積工

(1) 種別

共通仕様書4-17-2「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み(練)控35cm	コンクリートブロック(JIS A5371 付属書Dの規格に適合する表面が粗面のもの)を使用したブロック積み
コンクリートブロック積工 大型コンクリートブロック積み(練)控60cm	大型コンクリートブロック(一個あたりの質量が150kgを超え控長35cm以上でJIS A5371 付属書D及びJIS A5372 付属書Bの規格に準拠する表面が粗面のもの)を使用したブロック積み

(2) 支払

共通仕様書4-17-6「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
4-(14) コンクリートブロック積工	
コンクリートブロック積み(練)控35cm	㎡
大型コンクリートブロック積み(練)控60cm	㎡

24-9 基礎工

(1) 種別

共通仕様書4-20「基礎工」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	摘要
基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	コンクリートブロック積みの基礎工をいう。基礎材有。(勾配1:0.4)	コンクリートブロック積み (練)控35cm
基礎工 コンクリート基礎工 B	コンクリートブロック積みの基礎工をいう。(勾配1:0.5)	大型コンクリートブロック積み (練)控60cm

(2) 支払

共通仕様書4-20-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
4-(17) 基礎工	
コンクリート基礎工 A(F)	m
コンクリート基礎工 B	m

24-10 用排水構造物工

24-10-1 用排水溝

(1) 種別

共通仕様書5-4に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
用排水溝 Dv-Pu(Cb)・0.30・0.30	縞鋼板蓋付プレキャストコンクリートU型タテ溝	Dv-Pu(Cb)・0.30・0.30

(2) 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

5-(1) 用排水溝

Dv-Pu(Cb)・0.30・0.30 m

24-10-2 集水ます

(1) 集水ますの種別

共通仕様書5-4-2「施工」(4)集水ますの種別に下記を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量
集水ます Type D	Dc [^] ・0.60・0.60・1.10 Dc [^] ・0.60・0.60・1.20	0.87 m ³
集水ます Type F	Dc [^] (D)・0.80・0.80・1.50	1.43 m ³
集水ます Type L	Dc [^] (G)・0.50・0.50・0.60	0.28 m ³

※(D)とはふた付き(落とし)を示す。

※(G)とはふた付き(グレーチング)を示す。

※新しく追加する集水ますが、Type Aの2割減からType Fの2割増の範囲にある場合は、形状及びコンクリート量が最も近い種別とし、契約単価の変更は行わない。また、範囲外の集水ますは新しく別のTypeに分類し、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

24-10-3 油水分離ます

(1) 種別

共通仕様書5-4-2「施工」に(5)油水分離ますの種別を下記の通り追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	備考
油水分離ます Type A	Dco(E)・1.00・3.30・1.30	
油水分離ます Type B	Dco(B)・φ1.20・2.40(240°)	
	Dco(B)・φ1.20・2.70(233°)	
油水分離ます Type C	Dco(B)・φ1.20・2.40(120°)	ライナープレート(中古品)設置、上段(H=500)撤去・スクラップ控除費を含む

なお、油水分離ますType Cに関わる舗装復旧は、復旧範囲、復旧方法等について、別途監督員の指示に従うものとし、それに要する費用は、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

(2) 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

油水分離ますType Cの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対しそれぞれ、1箇所当たり

の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、ライナープレートの設置・撤去、スクラップ控除費、基礎の施工、コンクリート製品の設置、埋戻し、締固め等油水分離ますType Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
5-(3) 集水ます Type L	箇所
5-(9) 油水分離ます Type A	箇所
Type B	箇所
Type C	箇所

24-10-4 地下排水工

(1) フィルター材料

共通仕様書5-4-1「材料」(4)フィルター材料に下記を追加する。

本線土工部に設置する地下排水工に使用するフィルター材料は、購入材(C-40)とし「土工施工管理要領 VII. 地下排水構造物工」5-2に示す規定に適合する材料でなければならない。

24-11 コンクリート

(1) 種別

共通仕様書8-2-3「コンクリートの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スラング(cm)	空気量(%)	セメントの種類	最小単位セメント量(kg/m ³)	最大塩化物含有量(C1)(kg/m ³)
コンクリート C2-1(T)	トンネルのインバートコンクリート、避難連絡坑の床版コンクリートに使用するもの	トンネルインバート、床版コンクリート	18	40	8±2.5	4.5±1.5	N、BB	—	0.60

(2) 支払

共通仕様書8-2-17「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
8-(1) コンクリート C2-1(T)	m ³

24-12 鉄筋

(1) 種別

共通仕様書8-4-2「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	使用鉄筋	継手の種類
鉄筋 A(T)	トンネル覆工 インバート工	SD345	重ね継手

(2) 支払

共通仕様書 8-4-7 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
8-(3) 鉄筋	
A (T)	t

24-13 トンネル工

(1) トンネル掘削方法

共通仕様書 12-4-2 「トンネル掘削方法」に規定する掘削方法は下記のとおりとする。

施工箇所	掘削方式	掘削工法	摘要
鳥屋山トンネル	機械掘削	上半先進ベンチカット工法 補助ベンチ付全断面工法 (インバート早期閉合)	東工区 (起点側) より着手
	機械掘削	上半先進ベンチカット工法 補助ベンチ付全断面工法 (インバート早期閉合)	西工区 (終点側) より着手
	爆破掘削	補助ベンチ付全断面工法	

(2) 種別

共通仕様書 12-4-4 「トンネル掘削の種別」(2)に下記の項目を追加する。

1) トンネル掘削 C II-b-i (H)-B、C II-b-i (H)-K

地山の岩質は、比較的堅硬であるが風化・変質作用により多少軟化しているものや、層状をなす岩で層理・片理が顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が部分的にみられ、開口幅は比較的大きいもの。あるいは固結度の比較的良好な軟岩。掘削切羽はほぼ自立するが、割れ目の影響により、ゆるみが生じるもので、主に支保パターン C II-b-i (H)-B、C II-b-i (H)-K が有効なもの。

2) トンネル掘削 C II (H)-K-L

地山の岩質は、比較的堅硬であるが風化・変質作用により多少軟化しているものや、層状をなす岩で層理・片理が顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が部分的にみられ、開口幅は比較的大きいもの。あるいは固結度の比較的良好な軟岩。掘削切羽はほぼ自立するが、割れ目の影響により、ゆるみが生じるもので、主に支保パターン C II (H)-K-L が有効なもの。

3) トンネル掘削 D I-b (H)-K

地山の岩質は、多少硬い部分もあるものの、全体的に強い風化・変質作用を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が比較的多くみられ、開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く混じえた土砂等。掘削切羽の自立性が悪く、割れ目の影響によりゆるみが比較的大きくなるもので、地山状況によってはリングカット等を必要とし、主に支保パターン D I-b (H)-K が有効なもの。

4) トンネル掘削 D I (H)-K-L

地山の岩質は、多少硬い部分もあるものの、全体的に強い風化・変質作用を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が比較的多くみられ、開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く混じえた土砂等。掘削切羽の自立性が悪く、割れ目の影響によりゆるみが比較的大きくなるもので、地山状況によってはリングカット等を必要とし、主に支保パターン D I (H)-K-L が有効なもの。

5) トンネル掘削 D I (H)-A-K-L

地山の岩質は、多少硬い部分もあるものの、全体的に強い風化・変質作用を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が比較的多くみられ、開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く混じえた土砂等。掘削切羽の自立性が悪く、割れ目の影響によりゆるみが比較的大きくなるもので、地山状況によってはリング

- カット等を必要とし、補助工法として長尺鋼管先受工を施工し、主に支保パターンD I (H) - A - K - Lが有効なもの。
- 6) トンネル掘削D III a (H) - K
坑口部あるいは土被りの薄い個所等で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、主に支保パターンD III a (H) - Kが有効なもの。
- 7) トンネル掘削D III a (H) - A - K
坑口部あるいは土被りの薄い個所等で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、補助工法として長尺鋼管先受工を施工し、主に支保パターンD III a (H) - A - Kが有効なもの。
- 8) トンネル掘削D III a (H) - A - K - W
起点側坑口の持込雪対策個所で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、補助工法として長尺鋼管先受工を施工し、主に支保パターンD III a (H) - A - K - Wが有効なもの。
- 9) トンネル掘削D III a (H) - K - W
起点側坑口の持込雪対策個所で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、主に支保パターンD III a (H) - K - Wが有効なもの。
- 10) トンネル掘削D III a (H) - R - K
坑口部あるいは土被りの薄い個所等で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、補助工法として長尺鋼管先受工、長尺鋼管鏡補強工及びインバート早期閉合を施工し、主に支保パターンD III a (H) - R - Kが有効なもの。なお、トンネル掘削D III a (H) - R - Kには下記の作業を含めるものとする。
- ・インバート部一次掘削のうち、インバート部一次埋戻しに使用するずりの掘削、積込、運搬、仮置き
 - ・インバート部一次掘削のうち、インバート部一次埋戻しに使用しないずりの掘削、積込（運搬はずり処理工）
 - ・仮置きしたずりの積込、インバート部一次埋戻し箇所への運搬、敷均し、締固め
 - ・インバート部二次掘削、積込（運搬はずり処理工）
- 11) トンネル掘削D III a (H) - 1 - K
坑口部あるいは土被りの薄い個所等で地山状況によっては、リングカット等を必要とし、補助工法として長尺鋼管先受工、長尺鋼管鏡補強工及びインバート早期閉合を施工し、主に支保パターンD III a (H) - 1 - Kが有効なもの。なお、トンネル掘削D III a (H) - 1 - Kには下記の作業を含めるものとする。
- ・インバート部一次掘削のうち、インバート部一次埋戻しに使用するずりの掘削、積込、運搬、仮置き
 - ・インバート部一次掘削のうち、インバート部一次埋戻しに使用しないずりの掘削、積込（運搬はずり処理工）
 - ・仮置きしたずりの積込、インバート部一次埋戻し箇所への運搬、敷均し、締固め
 - ・インバート部二次掘削、積込（運搬はずり処理工）
- 12) トンネル掘削C II - K - S
地山の岩質は、比較的堅硬であるが風化・変質の傾向があるものや、層状をなす岩で層理・片理が顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土がごく一部にみられるが、開口幅は比較的小さいもの。あるいは固結度の比較的良い軟岩。掘削切羽は自立し、ゆるみは部分的な主に支保パターンC II - K - Sが有効なもの。なお、上記の内容に加えトンネル掘削C II - K - Sは避難連絡坑一般部、取合部及び扉部の施工を含むものとし、支保工、底板、ロックボルトの切断・撤去、再打設ボルト、扉部箱抜き型わく、床版鉄網の設置、吹付コンクリート取壊し、積込、運搬、廃材処理の施工を含むものとする。

13) トンネル掘削D I - K - S

地山の岩質は、多少硬い部分もあるものの、全体的に強い風化・変質作用を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、鏡肌や狭在粘土が比較的多くみられ、開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く混じえた土砂等。掘削切羽の自立性が悪く、割れ目の影響によりゆるみが比較的大きくなるもので、地山状況によってはリングカット等を必要とし、主に避難連絡坑の支保パターンD I - K - Sが有効なもの。なお、上記の内容に加え、トンネル掘削D I - K - Sには避難連絡坑一般部、取合部及び扉部の施工を含むものとし、支保工、上・下半継手板、ロックボルトの切断・撤去、再打設ボルト、扉部箱抜き型わく、床版鉄網の設置、吹付コンクリート取壊し、積込、運搬、廃材処理の施工を含むものとする。

(3) 鏡吹付けコンクリート

共通仕様書12-4-6「鏡吹付けコンクリート」に下記を追加する。

トンネル掘削の分類	施工範囲	標準鏡吹付け厚さ	吹付コンクリートの材令28日強度
C II - K - S	掘削時	30 mm	18 N/mm ²
	掘削完了後の切羽	100 mm	
D I - K - S	掘削時	50 mm	18 N/mm ²
	掘削完了後の切羽	100 mm	

(4) 支払

共通仕様書12-4-10「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

12-(1) トンネル掘削

C II - b - i (H) - B	m ³
C II - b - i (H) - K	m ³
C II (H) - K - L	m ³
D I - b (H) - K	m ³
D I (H) - K - L	m ³
D I (H) - A - K - L	m ³
D III a (H) - K	m ³
D III a (H) - A - K	m ³
D III a (H) - A - K - W	m ³
D III a (H) - K - W	m ³
D III a (H) - R - K	m ³
D III a (H) - 1 - K	m ³
C II - K - S	m ³
D I - K - S	m ³

24-14 吹付けコンクリート工

(1) 種別

共通仕様書12-5-3「吹付けコンクリート工の種別」は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t = 7 cm) - B	トンネル掘削 C II - b - i (H) - Bに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t = 7 cm) - K	トンネル掘削 C II - b - i (H) - Kに使用

吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t=10cm) -K	トンネル掘削 CⅡ(H) -K-L DⅠ-b(H) -Kに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t=15cm) -K	トンネル掘削 DⅠ(H) -K-Lに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t=20cm) -K	トンネル掘削 DⅠ(H) -A-K-L DⅢa(H) -A-K DⅢa(H) -A-K-W DⅢa(H) -K DⅢa(H) -1-K DⅢa(H) -K-Wに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートA (t=25cm) -K	トンネル掘削 DⅢa(H) -R-Kに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートB (t=5cm) -K	トンネル掘削 CⅡ-K-Sに使用
吹付けコンクリート工 吹付けコンクリートB (t=10cm) -K	トンネル掘削 DⅠ-K-Sに使用

吹付けコンクリートの材令28日強度は、Aは36N/mm²、Bは18N/mm²とする。

(2) 支払

共通仕様書12-5-7「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

12-(2) 吹付けコンクリート工

吹付けコンクリートA (t=7cm) -B	m ²
吹付けコンクリートA (t=7cm) -K	m ²
吹付けコンクリートA (t=10cm) -K	m ²
吹付けコンクリートA (t=15cm) -K	m ²
吹付けコンクリートA (t=20cm) -K	m ²
吹付けコンクリートA (t=25cm) -K	m ²
吹付けコンクリートB (t=5cm) -K	m ²
吹付けコンクリートB (t=10cm) -K	m ²

24-15 ロックボルト工

(1) 種別

共通仕様書12-6-3「ロックボルト工の種別」に次の項目を追加する。

単価表の項目	ロックボルトの長さ(m)	耐力	定着方式
ロックボルト工 B (L=6.0m)	6.0	耐力170kN以上	全面定着型(普通セメントモルタル)

(1) 支払

共通仕様書12-6-6「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

12-(3) ロックボルト工

B (L=6.0m)	本
------------	---

24-16 鋼アーチ支保工

(1) 種別

共通仕様書 12-7-3 「鋼アーチ支保工の種別」に次の項目を追加する。

単価表の項目	区分内容
鋼アーチ支保工 DⅢa (H) - I	トンネル掘削 DⅢa (H) - K DⅢa (H) - A - K DⅢa (H) - A - K - W DⅢa (H) - K - W DⅢa (H) - 1 - Kに使用
鋼アーチ支保工 DⅢa (H) - II	トンネル掘削 DⅢa (H) - R - Kに使用
鋼アーチ支保工 DⅠ-L (H) - I	トンネル掘削 DⅠ (H) - K - Lに使用
鋼アーチ支保工 DⅠ-L (H) - II	トンネル掘削 DⅠ (H) - A - K - Lに使用

(2) 支払

共通仕様書 12-7-6 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
12-(4) 鋼アーチ支保工	
DⅢa (H) - I	基
DⅢa (H) - II	基
DⅠ-L (H) - I	基
DⅠ-L (H) - II	基

24-17 ずり処理工

(1) 定義

共通仕様書 12-9-1 「定義」に次の項目を追加する。

ずり処理工 B1：トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽からずり仮置場への運搬、ずりの積込み、自工区外盛土場 A への運搬。

ずり処理工 B2：トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽からずり仮置場への運搬、ずりの積込み、自工区外盛土場 B への運搬。

(2) コンクリート殻の処理

鏡吹付けコンクリートの取壊しにより生じたコンクリート殻の分別は、ずり仮置場において行うものとし、他のコンクリート殻が混入しないよう保管するものとする。なお、分別した鏡吹付けコンクリート殻の運搬及び処分は関係法令に基づき実施するものとするが、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(3) 支払

共通仕様書 12-9-4 「支払」(2) 「ずり処理工 B」に下記を追加する。

ずり処理工 B1 の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削切羽から坑外仮置場への運搬、コンクリート片の分別指示や除去を行う分別要員の配置、分別したずりの積込み、自工区外盛土場 A への運搬等ずり処理工 B1 の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

ずり処理工 B2 の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削切羽から坑外仮置場への運搬、コンクリート片の分別指示や除去を行う分別要員の配置、分別したずりの積込み、自工区外盛

土場Bへの運搬等ずり処理工 B 2の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

1 2 - (6) ずり処理工

B 1

m³

B 2

m³

2 4 - 1 8 インバート埋戻し工

(1) 定義

共通仕様書 1 2 - 1 0 - 1 「定義」に下記を追加する。

インバート埋戻し工A：インバート埋戻し工 Aとは、購入材 (C-40) を用いてインバート完成後に施工する路床の施工を行うことをいう。

(2) 支払

共通仕様書 1 2 - 1 0 - 5 「支払」に下記を追加する。

インバート埋戻し工 Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の購入、敷均し、締固め、整形等インバート埋戻し工 Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

1 2 - (7) インバート埋戻し工

A

m³

2 4 - 1 9 計測工

(1) 定義

共通仕様書 1 2 - 1 2 - 1 「定義」に下記を追加する。

計測工Cとは、Ⅱ期線掘削前に行う基礎資料を得るための計測とⅡ期線トンネル掘削時のⅠ期線トンネルへの影響を監視するために行う計測をいう。

計測工B：5) 吹付コンクリートの応力測定

6) 鋼アーチ支保工の応力測定

計測工C：1) 亀裂変位測定

2) 内空変位測定

3) 覆工コンクリート応力測定

4) 坑内温度測定

5) 振動測定

6) 自動計測機設置

単価表の項目	主な機器種別、規格	備考
計測工C 亀裂変位測定	自動計測亀裂変位計 (測定範囲±5mm、感度800×10 ⁻⁶ ひずみ/mm)	設置機器は新品とし、 工期末に、監督員に引 渡すものとする。
計測工C 内空変位測定	自動計測レーザー式距離計 (精度±1.5mm) ※内空変位測定及び天端沈下測定	
計測工C 覆工コンクリート応力 測定	自動計測ひずみ計 (測定範囲±1500mm×10 ⁻⁶)	
計測工C 坑内温度測定	自動計測温度計 (測定範囲-30～80℃、計測誤差±0.3℃)	

計測工C 振動測定	電動式振動速度計 (速度型振動素子 周波数帯10~1000Hz) 計測コントローラー (防塵防滴型PC)	設置機器はリース品とし 爆破掘削完了後、撤 去するものとする。
計測工C 自動計測機設置	計測コントローラー (防塵防滴型PC) データロガー (測定項目：ひずみ、電圧、温度) スイッチボックス (測定点数10点以上)	計測機器は新品とし、 工期末にケーブル等の 付属品もすべて含め、 監督員に引渡すものと する。

(2) 施工

- 1) 計測工Bは共通仕様書12-12-2「施工」によるものの他、下表のとおりとする。なお、計測頻度については計測工Aと同様とする。
- 2) 計測工Cの計測器の設置は本特記仕様書12-3「通行止め」で示す期間の夜間作業で行うものとする。
- 3) 計測工C振動測定の計測器の撤去は、本特記仕様書12-3「通行止め」で示す期間の夜間作業とする。
- 4) 計測工Cの計測は自動計測による常時観測とする。

単価表の項目	区分内容
計測工B 地中変位測定	トンネル周辺の変位量から先行沈下、ゆるみ等の地山挙動を把握し、ロックボルトの長さ、設計、施工の妥当性の判断材料とするため地中変位計測機器を設置し、坑内から地中変位を測定するもの。(地中変位測定延長L=6.0m、L=8.0m)
計測工B ロックボルトの軸力試験 (L=4.0m)	ロックボルトに生じたひずみから、軸力の大きさ、分布状況を把握し、ロックボルトの長さ、設計、施工の妥当性の判断材料とするため支保パターンDⅢa(H)-R-K、DⅢa(H)-1-Kにおいて計測機器を設置し、ロックボルト軸力を測定するもの。
計測工B ロックボルトの軸力試験 (L=6.0m)	ロックボルトに生じたひずみから、軸力の大きさ、分布状況を把握し、ロックボルトの長さ、設計、施工の妥当性の判断材料とするため支保パターンDⅠ(H)-A-K-Lにおいて計測機器を設置し、ロックボルト軸力を測定するもの。
計測工B 吹付コンクリートの応力測定	吹付コンクリートに生じる応力の大きさおよび分布状況を把握することにより、トンネルの安全性の把握するため計測機器を設置し、吹付コンクリートの応力(トンネル接線方向)を測定するもの。
計測工B 鋼アーチ支保工の応力測定	鋼アーチ支保工に生じる応力の大きさ、分布状況を把握することにより、鋼アーチ支保工の大きさ、ピッチや必要性の検討材料とするため計測機器を設置し、鋼アーチ支保工の応力を測定するもの。
計測工C 亀裂変位測定	ひび割れが発生している箇所において計測機器を設置し、ひび割れ幅やずれ、ひび割れの挙動を測定するもの。
計測工C 内空変位測定	トンネルの変状状態を把握し安全性を判断するため計測機器を設置し、内空寸法、天端沈下量を測定するもの。
計測工C 覆工コンクリート応力測定	トンネル覆工に生じる応力状態を把握し安全性を判断するため計測機器を設置し、測定するもの。
計測工C 坑内温度測定	坑内の温度変化を把握し各計測機器の温度補正值を設定するため計測機器を設置し、測定するもの。

計測工C 振動測定	爆破掘削において、I期線トンネルの構造に影響を与えないよう発破を管理し伝播する発破振動の大きさを測定するため、計測機器の設置・撤去、データの回収、測定データの取りまとめを行うもの。
計測工C 自動計測機設置	亀裂変位測定、内空変位測定、覆工コンクリート応力測定、坑内温度測定の測定値を集約し自動観測による計測値を送信するため、計測機器及び計測データ収集設備の設置、データの回収、測定データの取りまとめを行うもの。

(3) 計測機器の設置時期及び計測期間

計測工Cの設置時期及び計測期間は下記のとおりとする。

単価表の項目	設置時期	備考
亀裂変位測定	令和9年7月	計測期間: 53ヶ月
内空変位測定	令和9年7月	計測期間: 53ヶ月
覆工コンクリート応力測定	令和9年7月	計測期間: 53ヶ月
坑内温度測定	令和9年7月	計測期間: 53ヶ月
振動測定	令和12年10月	計測期間: 4ヶ月、設置期間: 9ヶ月
自動計測機設置	令和9年7月	計測期間: 53ヶ月

(4) I期線トンネルの計測

本工事に於いてI期線トンネルの計測機器の設置または撤去の追加及び計測期間の変更を指示する場合があります。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 測定データの取りまとめ

通信ケーブルから自動計測機を用いて亀裂変位測定機器、内空変位測定機器、覆工コンクリート応力測定機器、坑内温度測定機器、振動測定機器にて計測されたデータを「トンネル施工管理要領」及び監督員との協議に則り月1回の頻度でデータを取りまとめ、監督員に報告書として提出するものとする。

(6) 数量の検測

計測工Cの数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。

(7) 支払

共通仕様書12-12-4「支払」に下記を追加する。

計測工Cの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う計測器の設置等計測工Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

計測工C振動測定の支払は、設計図書及び監督員の指示に従って行う計測器の設置・撤去、データの回収、測定データの取りまとめ等計測工C振動測定の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

計測工C自動計測機設置の支払は、設計図書及び監督員の指示に従って行う計測機器及び計測データ収集設備の設置、データの回収、測定データの取りまとめ等計測工Cの自動計測機設置の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

12-(8) 計測工B

吹付コンクリートの応力測定 箇所

鋼アーチ支保工の応力測定 箇所

計測工C

亀裂変位測定 箇所

内空変位測定	箇所
覆工コンクリート応力測定	箇所
坑内温度測定	箇所
振動測定	箇所
自動計測機設置	箇所

2.4-2.0 汚濁水処理工

(1) 定義

共通仕様書 1.2-1.9-1 「定義」に次の項目を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
汚濁水処理工 汚濁水処理工(運転) A	トンネル坑内から処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) 箇所への導水、本箇所での貯水、凝集沈殿、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水、放流位置までの導水及び放流	東工区 (起点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理工(運転) B	トンネル坑内から処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) 箇所への導水、本箇所での貯水、凝集沈殿、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水、放流位置までの導水及び放流	西工区 (終点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理工(供用) A	処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の凝集沈殿、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水に要する機械器具の供用日損料	東工区 (起点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理工(供用) B	処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の凝集沈殿、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水に要する機械器具の供用日損料	西工区 (終点側)
汚濁水処理工 泥土処理工 A (A)	脱水された泥土の自工区外盛土場 A への運搬	東工区 (起点側)
汚濁水処理工 泥土処理工 A (B)	脱水された泥土の自工区外盛土場 B への運搬	
汚濁水処理工 泥土処理工 B (A)	脱水された泥土の自工区外盛土場 A への運搬	西工区 (終点側)
汚濁水処理工 泥土処理工 B (B)	脱水された泥土の自工区外盛土場 B への運搬	
汚濁水処理工 汚濁水処理設備設置工 A	汚濁水処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の設置	東工区 (起点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理設備設置工 B	汚濁水処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の設置	西工区 (終点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理設備撤去工 A	汚濁水処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の撤去	東工区 (起点側)
汚濁水処理工 汚濁水処理設備撤去工 B	汚濁水処理設備(設備規模: 30 m ³ /h) の撤去	西工区 (終点側)

なお、坑内湧水量等により処理設備の変更を監督員が指示した場合はそれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(2) 汚濁水処理工の処理基準

汚濁水処理工の原水の状況及び処理基準は、次のとおりとする。

項目	区分内容
想定流入原水量	28.6 m ³ /h : 東工区(起点側) 22.1 m ³ /h : 西工区(終点側)
流入原水 SS 濃度	3,000 mg/リットル
流入原水 pH 値	12

処理水基準 SS濃度	25 mg/l以下
処理水基準 PH値	6.5以上8.5以下
泥土処理後の含水率	40%

(3) 支払

共通仕様書12-19-3「支払」に下記を追加する。

泥土処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う脱水された泥土の運搬等泥土処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
12-(15) 汚濁水処理工	
汚濁水処理工 (運転) A	日
汚濁水処理工 (運転) B	日
汚濁水処理工 (供用) A	日
汚濁水処理工 (供用) B	日
泥土処理工 A (A)	m ³
泥土処理工 A (B)	m ³
泥土処理工 B (A)	m ³
泥土処理工 B (B)	m ³
汚濁水処理設備設置工 A	式
汚濁水処理設備設置工 B	式
汚濁水処理設備撤去工 A	式
汚濁水処理設備撤去工 B	式

24-21 フリッカ設備工

(1) 定義

共通仕様書12-20-1「定義」は次の通りとする。ただし、今後の電力協議により設備容量の変更が必要となった場合は、監督員の指示により設備の変更を行うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	区分内容	備考
フリッカ設備工 フリッカ設備工 (供用) A	設備容量：300Kvar	東工区 (起点側)
フリッカ設備工 フリッカ設備工 (供用) B		西工区 (終点側)
フリッカ設備工 フリッカ設備設置工 A	設備容量：300Kvar 鳥屋山トンネル掘削開始時に設置を行うもの	東工区 (起点側)
フリッカ設備工 フリッカ設備設置工 B		西工区 (終点側)
フリッカ設備工 フリッカ設備撤去工 A	設備容量：300Kvar 鳥屋山トンネル掘削完了時に撤去を行うもの	東工区 (起点側)
フリッカ設備工 フリッカ設備撤去工 B		西工区 (終点側)

(2) 支払

共通仕様書12-20-3「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
--------	-------

12-(16) フリッカ設備工

フリッカ設置工 (供用) A	日
フリッカ設備工 (供用) B	日
フリッカ設備設置工 A	式
フリッカ設備設置工 B	式
フリッカ設備撤去工 A	式
フリッカ設備撤去工 B	式

24-22 構造物等取壊し工

(1) 種別

共通仕様書18-12-2に示す種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	有筋コンクリート構造物 機械施工 (大型ブレーカ)
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	無筋コンクリート構造物 機械施工 (大型ブレーカ)
構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (t = 10cm)	既設アスファルト舗装版 機械施工 (バックホウ) アスファルト舗装版の切断

(2) 支払

共通仕様書18-12-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
18-(17) 構造物等取壊し工	
コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³
コンクリート構造物取壊し (Type B)	m ³
アスファルト舗装版取壊し (t = 10cm)	m ²

24-23 交通保安要員

(1) 種別

共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間)	休憩時間における交代 要員の計上	備考
交通誘導警備員 A1	08:30~16:30 (08:00~17:00)	無	
交通誘導警備員 B1	08:30~16:30 (08:00~17:00)	無	
交通誘導警備員 B1(Y)	21:00~翌05:00 (20:30~翌05:30)	無	

上表の配置時間は、実作業時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置 人数	休憩時間 における 交代要員	配置期間

交通誘導警備員 A 1	国道49号	県道341号線交差部 【軽沢工事用道路(県)】	1人	—	作業実施の都度
		町道交差部 【横沢工事用道路(町)】	1人	—	作業実施の都度
		自工区外盛土場B車両出入口 【若松北工事用道路(盛)】	1人	—	冬季土運搬実施時
交通誘導警備員 B 1	県道341号線	自工区外盛土場A車両出入口の車両誘導 【片門工事用道路(町2)】	1人	—	冬季土運搬実施時
	自工区外盛土場A地内	自工区外盛土場A荷下ろし箇所の車両誘導 【片門工事用道路(盛2)】	1人	—	冬季土運搬実施時
	自工区外盛土場B地内	自工区外盛土場B荷下ろし箇所の車両誘導 【若松北工事用道路(盛)】	1人	—	冬季土運搬実施時
交通誘導警備員 B 1 (Y)	磐越自動車道会津坂下IC～西会津IC	計測工C測定機器設置箇所の車両誘導	1人	—	夜間通行止め時実施の都度

交通誘導警備員A 1の配置箇所(国道49号のうち自工区外盛土B車両出入口)は、原則、受入側(福島県)で交通誘導員を配置するものとするが、トンネルずりの冬季仮置時に受入側(福島県)が積雪により休工となった場合には、当該工事で交通誘導警備員の配置を実施するものとする。

交通誘導警備員B 1の配置箇所(県道341号線、自工区外盛土場A・B地内)は、原則、受入側(福島県)で交通誘導警備員を配置するものとするが、トンネルずりの冬季仮置時に受入側(福島県)が積雪により休工となった場合には、当工事で交通誘導警備員の配置を実施するものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

(4) 支払

共通仕様書19-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-(2)交通保安要員	
交通誘導警備員A 1	人・日
交通誘導警備員B 1	人・日
交通誘導警備員B 1 (Y)	人・日

(1) 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工事の支障となる既設の構造物等を再利用出来るように撤去することをいう。

(2) 種別

撤去工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
撤去工 防護柵Gr-C-4E	既設防護柵 (Gr-C-4E) を撤去し、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き、養生をするもの。	
撤去工 用排水PuL・0.30・0.30	既設排水溝 (PuL・0.30・0.30) を撤去し、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き、養生をするもの。	
撤去工 用排水K(1) - PuL・0.30・0.30(10)	既設排水溝 (PuL・0.30・0.30) を撤去し、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き、養生をするもの。	コンクリートシールの撤去はコンクリート構造物取壊し(TypeB)で計上
撤去工 用排水Bf・0.30・0.20	既設排水溝 (Bf・0.30・0.20) を撤去し、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き、養生をするもの。	
撤去工 用排水Dv-Pu・0.24・0.24(10)	既設排水溝 (Pu・0.24・0.24) を撤去し、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き、養生をするもの。	コンクリートシールの撤去はコンクリート構造物取壊し(TypeB)で計上

※撤去した材料の再利用の可否については、現場内の軽沢土砂仮置場へ運搬・仮置き後、監督員の立会のもと判断するものとする。その際不要となった材料の処分や再度運搬等を監督員が指示した場合には、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(3) 数量の検測

撤去工の検測は、設計数量(m)で行うものとする。

(4) 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う各現場施設の撤去、現場内の軽沢土砂仮置場への運搬、仮置き、養生等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一 (1) 撤去工

防護柵Gr-C-4E	m
用排水PuL・0.30・0.30	m
用排水K(1) - PuL・0.30・0.30(10)	m
用排水Bf・0.30・0.20	m
用排水Dv-Pu・0.24・0.24(10)	m

24-25 再設置工

(1) 定義

再設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、撤去工にて撤去した既設構造物等を再設置することをいう。

(2) 種別

再設置工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
再設置工 防護柵Gr-C-4E	撤去工で撤去した防護柵 (Gr-C-4E) を現場内の軽沢土砂仮置場から運搬し、設置するもの。	
再設置工 用排水PuL・0.30・0.30	撤去工で撤去した排水溝 (PuL・0.30・0.30) を現場内の軽沢土砂仮置場から運搬し、設置するもの。	
再設置工 用排水Bf・0.30・0.20	撤去工で撤去した排水溝 (Bf・0.30・0.20) を現場内の軽沢土砂仮置場から運搬し、設置するもの。	
再設置工 用排水Dv-Pu・0.24・0.24 (10)	撤去工で撤去した排水溝 (Pu・0.24・0.24) を現場内の軽沢土砂仮置場から運搬し、設置するもの。	コンクリートシールの施工を含む

(3) 施工

再設置工 防護柵Gr-C-4Eの施工は、共通仕様書15-8-4施工を適用するものとする。

再設置工 用排水の施工は、共通仕様書5-4-2施工を適用するものとする。

(4) 数量の検測

再設置工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

(5) 支払

再設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う各撤去材の現場内の軽沢土砂仮置場での積込、施工箇所への運搬、設置等再設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一 (2) 再設置工

防護柵Gr-C-4E	m
用排水PuL・0.30・0.30	m
用排水Bf・0.30・0.20	m
用排水Dv-Pu・0.24・0.24(10)	m

24-26 坑口盛土工

(1) 定義

坑口盛土工とは、起点側坑口上部の盛土箇所へ設計図書及び監督員の指示に従い、盛土材に改良材を混合し、トンネル坑口部の坑口付けのための坑口盛土を施工することをいう。

(2) 種別

坑口盛土工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
坑口盛土工 ソイルセメント盛土A	盛土材 (道路掘削土砂) と改良材 (セメント系改良材) を均一に攪拌混合し、坑口部の坑口盛土を施工するものをいう。

(3) 目標強度

坑口盛土工の改良材の目標強度は下記のとおりとし、室内配合試験を行い基準強度の確認を行うものとする。現場配合は所定の品質を確保できるよう配合設計を行うものとし、強度の確保ができない場合は、添加量の見直しを行うものとする。これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	設計基準強度 (N/m ²)	改良材	標準添加量 (kg/m ³)	摘要

坑口盛土工 ソイルセメント盛土A	1.0	セメント系改良材 (高炉セメントB種)	30	粒径処理率 80を超え100以下
---------------------	-----	------------------------	----	---------------------

(4) 施工

坑口盛土工の施工は、盛土材と改良材をバックホウにより均一に攪拌混合を行い、混合から24時間以内で盛土締固めを行うものとする。盛土材には道路掘削土砂を使用するものとする。

(5) 数量の検測

坑口盛土工の数量の検測は、盛土の設計数量(m³)で行うものとする。

(6) 支払

坑口盛土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う室内配合試験、現場試験施工、粒径処理、混合、運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ、養生等坑口盛土工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一(3)坑口盛土工 ソイルセメント盛土A	m ³

24-27 長尺鋼管先受工

(1) 定義

長尺鋼管先受工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、トンネル掘削時の切羽の安定を確保するために注入鋼管の打設、注入材の注入を行うことをいう。

(2) 種別

長尺鋼管先受工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
長尺鋼管先受工 打設工(L=12.5m)	注入管径 外径114.3mm 長さ12.5m	D I (H) - A - K - L D III a (H) - A - K D III a (H) - A - K - W D III a (H) - R - K D III a (H) - 1 - K
長尺鋼管先受工 注入工	セメント系注入材	D I (H) - A - K - L D III a (H) - A - K D III a (H) - A - K - W D III a (H) - R - K D III a (H) - 1 - K

(3) 材料

1) 注入管(鋼管)

φ114.3mm、t=6.0mm、STK400

2) 注入材(セメント系)

注入材の標準配合は下記のとおりとする。なお、監督員が配合の変更が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

注入材料名	配合					容量 (リットル)
	超微粒子セメント	減水剤	硬化剤	遅延剤	水	
セメント系 (超微粒子セメント +硬化剤)	300kg	3kg	200kg	6kg	残り	1,000

(4) 施工

長尺鋼管先受工の施工は、共通仕様書 12-6-4「施工」の規定に準じて行うものとするが、これにより難しい場合は、監督員と別途協議するものとする。

注入の施工は下記のとおりとし、注入量及び注入圧等の管理は自動記録装置により行うものとする。

なお、下表基準により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

単価表の項目	注入工法	注入管理基準		
		最大注入圧	初期圧+2.5Mpa	
長尺鋼管先受工 注入工	1.5 ショット	最大注入量	奇数管	設計注入量
		(初期圧+0.5Mpa 以下)	偶数管	設計注入量の2倍

(5) 数量の検測

長尺鋼管先受工の数量の検測は、設計数量(本、L)で行うものとする。

(6) 支払

長尺鋼管先受工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本または1L当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う長尺鋼管の製作、運搬、削孔、挿入、打設及び注入材料の製造、注入作業、鏡吹付けコンクリートの施工（設計厚t=100mmのうち、トンネル掘削の切羽における肌落ち災害防止対策のための軽微な吹付けt=50mmを除いた施工）等長尺鋼管先受工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一 (4) 長尺鋼管先受工

打設工 (L = 12.5 m)

本

注入工

L

24-28 長尺鋼管鏡補強工

(1) 定義

長尺鋼管鏡補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、トンネル掘削時の切羽の安定を確保するために、切羽鏡部に注入鋼管の打設、注入材の注入を行うものをいう。

(2) 種別

長尺鋼管鏡補強工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
長尺鋼管鏡補強工 打設工 (L = 12.5 m)	注入管径 外径76.3mm	D III a (H) - R - K
	長さ12.5m	D III a (H) - 1 - K
長尺鋼管鏡補強工 注入工	セメント系注入材	D III a (H) - R - K D III a (H) - 1 - K

(3) 材料

1) 注入管 (鋼管)

φ76.3mm、t=5.2mm、STK400

2) 注入材 (セメント系)

注入材の標準配合は下記のとおりとする。なお、監督員が配合の変更が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

注入材料名	配合					容量 (リットル)
	超微粒子セメント	減水剤	硬化剤	遅延剤	水	
セメント系 (超微粒子セメント +硬化剤)	300 kg	3 kg	200 kg	6 kg	残り	1,000

(4) 施工

長尺鋼管鏡補強工の施工は、共通仕様書 12-6-4「施工」の規定に準じて行うものとするが、これにより難しい場合は、監督員と別途協議するものとする。

注入の施工は下記のとおりとし、注入量及び注入圧等の管理は自動記録装置により行うものとする。

なお、下表基準により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

単価表の項目	注入工法	注入管理基準	
		長尺鋼管鏡補強工 注入工	1.5 ショット

(5) 数量の検測

長尺鋼管鏡補強工の数量の検測は、設計数量(本、L)で行うものとする。

(6) 支払

長尺鋼管鏡補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本または1L当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う長尺鋼管の製作、運搬、削孔、挿入、打設及び注入材料の製造、注入作業等長尺鋼管鏡補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一 (5) 長尺鋼管鏡補強工	
打設工 (L = 12.5 m)	本
注入工	L

24-29 避難連絡坑付帯工

(1) 定義

避難連絡坑付帯工とは、鳥屋山トンネル I 期線トンネル部の避難連絡坑への取付時に、設計図書及び監督員の指示に従い、取合部の地山補強を行うものをいう。

(2) 種別

避難連絡坑付帯工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
避難連絡坑付帯工 補強ロックボルト A	避難連絡坑の取合部で鋼アーチ支保工を切断する箇所において、補強プレート (PL-200×22) 及びロックボルト (L=4.0m) にて補強を行うもの。	CII-K-S取合部
避難連絡坑付帯工 補強ロックボルト B	避難連絡坑の取合部で鋼アーチ支保工を切断する箇所において、補強プレート (PL-200×22) 及びロックボルト (L=6.0m) にて補強を行うもの。	DI-K-S取合部

(3) 材料

避難連絡坑付帯工に使用する材料は、設計図書及び監督員の指示に従うものとする。また、ロックボルトに使用する材料は、共通仕様書 12-6-2「材料」に適合するものとする。

(4) 施工

避難連絡坑付帯工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従うものとする。また、ロックボルトの施工は、共通仕様書 12-6-4「施工」に適合するものとし、示された位置に正しく設置しなければならない。

(5) 数量の検測

避難連絡坑付帯工の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

(6) 支払

補強ロックボルトの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う補強プレートの加工、設置、ロックボルト工のせん孔、充てん材の充てん、ロックボルトの挿入締付け等補強ロックボルトの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（6）避難連絡坑付帯工	
補強ロックボルトA	本
補強ロックボルトB	本

24-30 盛土付帯工

(1) 定義

盛土付帯工とは、詳細分析試験 Aにおいて環境基準値を超えたトンネルずり（重金属含有土）等の流出防止及び重金属の地下水浸み出し防止のため、設計図書及び監督員の指示に従い、吸着シート（マット）、敷砂、沈砂池を施工することをいう。

(2) 種別

盛土付帯工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規格等	備考
盛土付帯工 吸着層工A	自然由来の重金属を含有するトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を敷設するもの。		自工区外盛土場A・Bにおける重金属含有土の運搬対象範囲
盛土付帯工 敷砂工A	吸着層工Aに倣い、砕石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。	購入材 （砕石）	
盛土付帯工 沈砂池設置工	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮施設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。	全面コンクリート シール （t=10cm）	

(3) 材料

1) 吸着層工

吸着層工は、下表の環境基準値に対応可能な材料を選定するものとする。

項目	想定溶出量	適用
カドミウム	0.0031 mg/L	環境基準値 0.003 mg/L 以下
セレン	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下
砒素	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下
ふっ素	0.81 mg/L	環境基準値 0.8 mg/L 以下

・受注者は、トンネルの施工に先立ち速やかに調査ボーリング工にて試料採取を行い、本特記仕様書 24-36 に示す詳細分析試験を実施し、重金属の溶出量、含有量等を確認するものとする。ただし、試験結果が令和4年8月「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」に示す第二溶出量基準を超えた場合は、適切な対策等について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

・上記試験結果を基に、環境基準値を満足できる吸着シート（マット）を選定し、監督員の確認を受け使用するものとする。

なお、吸着シート（マット）の選定に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2) 敷砂工

敷砂工に使用する材料は、最大寸法径100mm以下の切込砂利、切込碎石又は再生クラッシャーランで、極端に扁平な石、細長い石片、有機物を有害量含まないものとし、盛土施工時に吸着シート（マット）を損傷させないものとする。

3) 沈砂池設置工

沈砂池設置工に使用する材料は設計図書に示す通りとする。

(4) 施工

1) 吸着層工

受注者は施工に先立ち、選定した吸着シート（マット）の施工要領書、マニュアル等を参考に施工計画書を作成し監督員に報告するものとする。施工にあたっては、トンネルずりの運搬前に自工区外盛土場A、Bの平坦部へ敷設するものとし、敷設範囲へ重金属含有土を運搬するものとする。

2) 敷砂工

施工に先立ち、敷砂（下段）は凹凸が無いよう平滑に仕上げるものとする。また、敷砂を吸着シート（マット）上に施工する場合においては、敷設時に吸着シート（マット）の損傷及びずれが生じないように慎重に施工するものとする。

3) 沈砂池設置工

沈砂池設置工のコンクリートの施工は、共通仕様書8-2-8「コンクリートの運搬及び打込み」に適合するものとする。

(5) 数量の検測

盛土付帯工の数量の検測は、設計数量(m²、m³、箇所)で行うものとする。

(6) 支払

吸着層工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う吸着シート（マット）の敷設、固定等吸着層工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

敷砂工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の購入、敷設等敷砂工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

沈砂池設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、はねつけ、掘削面の整正、コンクリートシール、仮水路との接続等沈砂池設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（7）盛土付帯工

吸着層工A

m²

敷砂工A

m³

沈砂池設置工

箇所

2 4 - 3 1 立木伐採工

(1) 定義

立木伐採工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う立木の伐採、切断、集積を行うことをいう。

(2) 種別

立木伐採工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
立木伐採工	立木の伐採、切断、集積	

立木伐採		
------	--	--

(3) 施工

立木伐採工の施工に先立ち、あらかじめ監督員と十分な協議を行い、伐採箇所の範囲、作業内容等の確認を行うものとする。現地調査の結果、監督員が必要と認めた場合に限り、その費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 発生材の処理

集積された発生材の処理に当たっては、共通仕様書 1-28 の規定に基づき、適切に行うものとする。

なお、再資源化施設への運搬・処分に要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(5) 数量の検測

立木伐採工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

(6) 支払

立木伐採工の支払は、前項の項目に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、伐採、切断、集積等、立木伐採工の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一 (8) 立木伐採工

立木伐採

m³

2.4-3.2 工事用仮栈橋工

(1) 定義

工事用仮栈橋工とは、鳥屋山トンネルの施工のために、設計図書及び監督員の指示に従って、工事用の仮栈橋を設置し、工事完了後撤去するものをいう。

(2) 種別

工事用仮栈橋工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	設計条件
工事用仮栈橋工 設置工・撤去工A	荷重ケース：70t吊クローラクレーン
工事用仮栈橋工 設置工・撤去工B-1	荷重ケース：90t吊クローラクレーン
工事用仮栈橋工 設置工・撤去工B-2	

(3) 材料

工事用仮栈橋工の材料は、下記のとおりとする。

単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	適用
工事用仮栈橋工 設置工A	H-200, H-350 H-594, H-700 形鋼等	中古品	福島県	53ヶ月	工法：ダウンサ・ホルンマ工法 設置工附帯工(設置工A)
	特殊覆工板	中古品	千葉県		
工事用仮栈橋工 設置工B-1	H-594, H-900 形鋼等	中古品	福島県	45ヶ月	工法：ダウンサ・ホルンマ工法 設置工附帯工(設置工B-1)
	特殊覆工板	中古品	千葉県		
工事用仮栈橋工	形鋼等	中古品	福島県	9ヶ月	工法：ダウンサ・ホルンマ工法

設置工B-2	特殊覆工板	中古品	千葉県		設置工附帯工(設置工B-2)
工用仮橋工 撤去工A	—	—	—	—	工法:パイロン工法 撤去工附帯工(撤去工A)
工用仮橋工 撤去工B-1	—	—	—	—	工法:パイロン工法 撤去工附帯工(撤去工B-1)
工用仮橋工 撤去工B-2	—	—	—	—	工法:パイロン工法 撤去工附帯工(撤去工B-2)
工用仮橋工 存置月当り賃料A	覆工板	リース	福島県	53ヶ月	
工用仮橋工 存置月当り賃料B-1	覆工板 H-400	リース		45ヶ月	
工用仮橋工 存置月当り賃料B-2	覆工板 H-400, H-594 H-900	リース		9ヶ月	

仮設材について、上表に示す調達地域から調達が困難な場合は、本特記仕様書5「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。

また、受注者の責によらず、工用仮橋の設置期間に変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。

なお、上記における設置期間とは、当該工用仮橋の設置開始から撤去完了までの期間をいう。

(4) 施工

受注者は、施工に先立ち必要な品質規格を満足した仮設材料であることを確認のうえ、仮設構造物工指針（社団法人 日本道路協会）に基づき施工しなければならない。

杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者間で協議し定めるものとする。また、杭橋脚の引抜き後は砂充填を行うものとする。関係機関等との協議の結果に伴い、借地箇所、河川について復旧方法の変更または復旧範囲の追加を指示した場合については、これに要する費用は監督員と受注者間で協議し定めるものとする。

(5) 発生材の処理

撤去工において発生する木矢板、流木対策工、貧配合モルタルの処理に当たっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

なお、再資源化施設への運搬・処分に要する費用は、監督員と受注者間で協議し定めるものとする。

(6) 数量の検測

工用仮橋工設置工、撤去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

工用仮橋工存置月当り賃料の数量の検測は、供用月数（ヶ月）で行うものとする。

(7) 支払

工用仮橋工設置工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う工用仮橋の設置、特殊覆工板の運搬・積込・取卸し費、材料費（購入）、スクラップ控除費、設置工附帯工、既設舗装の取壊し・積込・運搬・処分等工用仮橋工設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

工用仮橋工撤去工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う工用仮橋の撤去、撤去工附帯工等工用仮橋工撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

工用仮橋工存置月当り賃料の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1ヶ月当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料費（賃

料)、修理損耗費等仮栈橋工存置月当り賃料の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一(9) 工事用仮栈橋工	
設置工A	m ²
設置工B-1	m ²
設置工B-2	m ²
撤去工A	m ²
撤去工B-1	m ²
撤去工B-2	m ²
存置月当り賃料A	ヶ月
存置月当り賃料B-1	ヶ月
存置月当り賃料B-2	ヶ月

24-33 ずり仮置き場復旧工

(1) 定義

ずり仮置き場復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、ずり仮置き場の撤去後、軽沢工事用道路の機能を確保したうえで、ずり仮置き場の一部原形復旧を行うものをいう。

(2) 種別

ずり仮置き場復旧工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
ずり仮置き場復旧工 A	1) 軽沢土砂仮置場における土砂(土質区分・土砂B)の掘削、積込み 2) ずり仮置き場復旧箇所への運搬、敷均し、締固め 3) 軽沢土砂仮置場の土木シート撤去、集積	東工区 (起点側) ずり仮置き場

(3) 施工

ずり仮置き場復旧箇所への敷均し、締固めに関する品質管理規定については下部路体相当とする。関係機関等との協議の結果、ずり仮置き場、軽沢土砂仮置場について復旧方法の変更または追加を指示した場合には、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(4) 発生材の処理

撤去工において発生する土木シートの処理に当たっては、共通仕様書1-28の規定に基づき、適切に行うものとする。

なお、再資源化施設への運搬・処分に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 数量の検測

ずり仮置き場復旧工Aの数量の検測は、盛土の設計数量(m³)で行うものとする。

(6) 支払

ずり仮置き場復旧工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、掘削、積込み、運搬、敷均し、締固め、土木シートの撤去、集積等ずり仮置き場復旧工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一(10) ずり仮置き場復旧工	
A	m ³

24-34 重力式擁壁工

(1) 定義

重力式擁壁工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本線盛土部に現場打ちコンクリート構造物を施工するものをいう。

(2) 材料

重力式擁壁工に使用する型わく、コンクリート等は、共通仕様書第8章の規定を適用するものとする。重力式擁壁工に使用する基礎材は、共通仕様書2-9の規定を適用するものとする。

(3) 施工

鉄筋の加工、型枠の設置、コンクリートの運搬及び打設は、共通仕様書第8章の関係各項の規定に従わなければならない。基礎工の基礎材の施工は共通仕様書4-20の規定によるものとする。

(4) 数量の検測

重力式擁壁工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支払

重力式擁壁工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、基礎、鉄筋、型わく、コンクリート、目地、水抜きパイプ、吸出し防止材、配管スリーブ（ボイド管）の設置等重力式擁壁の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（11）重力式擁壁工	m

24-35 除雪工

(1) 定義

除雪工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、冬季に使用する工事用道路のうち道路管理者が除雪しない範囲について除雪機械を用いて、除雪作業を行うものをいう。

(2) 種別

除雪工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
除雪工 機械拘束A	東工区（起点側）の鳥屋山トンネル工事に関連する工種の施工に伴い、設計図書で指定する工事用道路及び坑口前施工ヤードの除雪作業に必要な機械の拘束を行うことをいう。 【機械拘束の構成】 ・除雪ドーザ（ホイール型）プラウ、バケット兼用型（1.0m ³ ）1.0台、5～7t級用マルチプラウ1機	除雪工対象箇所 【東工区（起点側）進入路及び坑口前施工ヤード、軽沢土砂置き場】
除雪工 機械拘束B	西工区（終点側）の鳥屋山トンネル工事に関連する工種の施工に伴い、設計図書で指定する工事用道路、工事用仮架橋及び坑口前施工ヤードの除雪作業に必要な機械の拘束を行うことをいう。 【機械拘束の構成】 ・除雪ドーザ（ホイール型）プラウ、バケット兼用型（1.0m ³ ）1.0台、5～7t級用マルチプラウ1機	除雪工対象箇所 【鳥屋山トンネル工事用仮架橋、西工区（終点側）進入路及び坑口前施工ヤード】
除雪工 除雪作業A	東工区（起点側）の鳥屋山トンネル工事に関連する工種の施工に伴い、設計図書で指定する工事用道路及び工事用施工ヤードの除雪作業を機械拘束Aで拘束した機械で行うことをいう。	

	【作業人員】 ・運転手（特殊）1名	
除雪工 除雪作業B	西工区（終点側）の鳥屋山トンネル工事に関連する工種の施工に伴い、設計図書で指定する工事用道路、工事用仮栈橋及び工事用施工ヤードの除雪作業を機械拘束Bで拘束した機械で行うことをいう。 【作業人員】 ・運転手（特殊）1名	

(3) 施工

- 1) 機械拘束A、Bの拘束期間は次のとおりと想定しているが降雪状況により監督員と受注者との協議し定めるものとする。

期間			
令和10年12月10日～令和11年	3月31日	4台・月	×2箇所
令和11年12月10日～令和12年	3月31日	4台・月	×2箇所
令和12年12月10日～令和13年	3月31日	4台・月	×2箇所

- 2) 受注者は日々の除雪に要した人員及び機械の稼働時間、降雪状況について監督員に報告を行うものとする。
- 3) 降雪量が多い等の理由から、除雪作業で工事用道路の通行の確保が困難で運搬排雪が必要な場合には監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 4) 3)と同様に本特記仕様書24-35「(2)種別」での作業人員及び機械の構成で除雪作業の実施が困難で編成の見直しが必要な場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

機械拘束の数量の検測は、設計数量（台・月）で行うものとする。

除雪作業の数量の検測は、監督員の認めた検測数量（h）で行うものとする。

(5) 支払

機械拘束の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1台・月当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う機械拘束に係る供用月当りの機械損料等機械拘束に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

除雪作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1h当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う除雪作業に係る作業機械の運転時間当たり損料及び燃料費、作業機械の運転に係る労力等除雪作業に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（12）除雪工	
機械拘束A	台・月
機械拘束B	台・月
除雪作業A	h
除雪作業B	h

24-36 調査ボーリング工

(1) 定義

調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し、ボーリング機械

により、土質調査や地質状況の確認を行うために、コア採取を実施し、化学分析試験を実施するものを用いる。なお、調査ボーリング工の実施については専門業者に委託することを義務付けるものである。

(2) 適用仕様書

調査ボーリング工は、「調査等共通仕様書（東日本高速道路株）、（令和7年7月）」によるものとする。それによりがたい場合は別途監督員と協議し指示に従うものとする。

(3) 種別

調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
調査ボーリング工 先進ボーリング	鳥屋山トンネル STA. 661+15.0～ ～STA. 686+97.0	オールコア2582m ノンコア620m 水平ボーリング 【対象地質は先進ボーリング工計画図に示すとおりとする】
調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日)及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験	259シリーズ 調査ボーリングコアより採取した 試料で実施
調査ボーリング工 岩石の一軸圧縮試験	JIS M 0302に定める「岩石の一軸圧縮試験」で実施する試験	4回 調査ボーリングコアより採取した 試料で実施 JIS M 0301に定める「岩石の試験片作成」を含む

(4) 作業内容

1) 先進ボーリング

先進ボーリングの作業内容は、ロータリーパーカッション方式ワイヤーライン工法等により行うものとし、1施工当たり100m程度の削孔を基本とする。

2) 施工間隔

先進ボーリングの施工間隔は、詳細分析試験Aに必要な期間を考慮し、工事工程に影響が生じないよう、掘削範囲を重複させながら施工するものとする。なお、重複させる掘削長については監督員と受注者として協議し定めるものとし、重複して掘削した範囲については、そのうち一方をノンコアボーリングとして取り扱うものとする。

(5) ボーリング結果の整理

ボーリングの掘進中に得られる情報について、監督員から要求があった場合は速やかに提出できるよう記録、保管するものとする。オールコアボーリング分のコアについては、ボーリング終了後速やかにコア箱に整理するものとする。

(6) 分析項目及び測定方法

詳細分析試験Aの試験項目は次のとおりとする。

分析項目	内容	測定方法
水素イオン濃度 (pH)	溶出量試験後の溶液の水素イオン濃度を調べるものをいう。	JIS Z 8802 に定める方法
溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものをいう。	
溶出量試験	調査ボーリング試料を使用して次の溶出量試験を行うものをいう。 ・カドミウム	環境省告示第18号に定める方法

	<ul style="list-style-type: none"> ・六価クロム ・水銀 ・セレン ・鉛 ・砒素 ・ふっ素 ・ほう素 	
含有量試験	<p>調査ボーリング試料を使用して次の含有量試験を行うものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・六価クロム ・水銀 ・セレン ・鉛 ・砒素 ・ふっ素 ・ほう素 	環境省告示第19号に定める方法
酸性化可能性試験	調査ボーリング試料を使用して酸性化可能性試験を行うものをいう。	JGS 0271 に定める方法

(7) 詳細分析試験Aの採取及び調製は次のとおりとする。

- 1) ボーリングコアによる試験試料の採取は、10mを1区画として2m毎に20cm程度のコアを採取したものを混合し1試料とする。
- 2) 採取した試料は、酸化を防ぐために密封出来る容器もしくは袋に保存し、出来るだけ空気との接触を避けるようにするとともに即日試験機関へ搬送するものとする。
- 3) 採取は、構成地質に対し偏りが生じないようにするものとする。
- 4) 採取した岩石は、試験に際し2mm以下に粉砕するものとする。
- 5) 分析後、報告に要する期間は事前に監督員に報告するものとする。

(8) 試験結果の報告

分析終了後、速報版として分析結果を電子メール等で速やかに監督員に報告するものとする。

(9) 数量の検測

調査ボーリング工の数量の検測は、設計数量（m、シリーズ、回）で行うものとする。なお、1シリーズとは、各試験について全項目を1試料ずつ行うことをいう。

(10) 支払

調査ボーリング工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m、1シリーズ又は1回当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、先進ボーリング工のための機械の運搬及び設置・撤去・掘進作業、コアサンプリング、試験場への試料の運搬、試料調製、試験、試験報告書の作成等に要する材料・労力・機械器具等、本作業を完成するために必要な費用で、諸経費を含む全ての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（14）調査ボーリング工

先進ボーリング

m

詳細分析試験A

シリーズ

岩石の一軸圧縮試験

回

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書 第1章「総則」「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下記のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工所用機械運搬費 (トンネル)	トンネルに関する質量20 t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。
工所用機械分解組立費 (土工)	土工に関する重建設機械分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工所用機械分解組立費 (トンネル)	トンネルに関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工所用機械分解組立費 (工所用仮栈橋工)	工所用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材運搬費	特殊覆工板を除く仮設材等（H形鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。
地質調査費	平板載荷試験に要する費用をいう。
基準試験B	覆工コンクリートのトンネル施工管理要領に基づいて行う中流動繊維補強コンクリート配合決定のための基準試験に要する費用をいう。
工所用道路費	現場内に新設する工所用道路の整備に要する費用をいう。
工所用道路維持費	工所用道路（本線内工所用道路を除く）の散水に要する費用をいう。
坑外ずり仮置き場整備費	重金属を含有するトンネルずりを坑外に仮置きする地表面に対して、滲出水の発生防止や下部地盤への浸透防止のためのアスファルト舗装や排水設備の設置・撤去に要する費用をいう。
足場工費（トンネル）	トンネルの非常駐車帯妻部及び坑門面壁部の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
汚濁水処理設備上屋費	汚濁水処理設備の上屋に要する費用をいう。
河川締切費	工事の施工に伴って、支障となる河川・水路等を締切り、迂回する仮設物に要する費用をいう。
土砂流出防止柵費（切土のり面用）	河川に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。

2.5. 補足事項

2.5-1 監督員詰所

受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での10㎡程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

2.5-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書1-5 1-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和6年7月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムヘデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-13）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

25-3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施にあたって無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

25-4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線等による道路管理センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

25-5 ICT土工の活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する提案ができる工事である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

25-6 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員を協議し定めるものとする。

25-7 ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本工事において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、下記事項を標準として、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、工事打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

【取組み事項】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない（マンスデー・ノ・ピリオド）
- ② 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノ・リクエスト）
- ④ 昼休みや午後5時以降からの打合せをしない（ランチタイム・オーバー・ファイブ・ノ・ミーティング）
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノ・リクエスト）
- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅に心掛ける

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目	費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
	小計		
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給
	小計		
合計			

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

(円)

費目	費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額	
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 磐越自動車道 烏屋山トンネル工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) 磐越自動車道 烏屋山トンネル工事

標記工事について、工法変更指示書No. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

様式-4 別添

材料調達変更計画書

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

取得報告書

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

標記について、下記のとおり現場閉所の実績を報告します。

項目	内容	週数	備考
対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日 着工日 ~ 工事完成日		
	対象期間のうち、1週間として7日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を2日/7日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が2日/7日以上確保できているか	達成・未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1週間が7日間に満たない場合は除くものとする。

様式-8

工事費構成内訳書

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
単価表の合計金額	式	1	0	
諸経費①	式	1	0	
諸経費②	式	1	0	
工事価格			0	
消費税相当額	式	1	0	
工事費計			0	
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額			0	

※必要に応じて法定福利費の算出根拠を添付すること。

※諸経費は該当する項目のみ記入すること。

※施設工事の場合は、「単価表の合計金額」を「直接工事費」とすること。

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事
 受注者 ○○株式会社
 現場代理人 ○○ ○○
 契約金額

工期 自) 年 月 日 (○○○日間)
 至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
 管理責任者 〇〇 〇〇 殿

会社名 〇〇株式会社
 現場代理人 〇〇 〇〇

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
 つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事
2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 発注者： 東日本高速道路(株) 東北支社 会津若松管理事務所
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
 別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
 会社名：
 TEL：
 FAX：
 担当：

以 上

(別記様式)

宛先：〇〇建設株式会社

〇〇リサイクルセンター 〇〇工場
担当者：〇〇 〇〇

再生資材の供給可能量の情報提供について（〇月〇日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m ³ ）	単位
再生クラッ シャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度ア スファルト混 合物 1 3 F		舗装再生便覧による		

添付資料 品質証明書

様式-12

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

再生資材供給可能量報告書

工事名 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

使用時期	利用用途	使用数量 (m ³)	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	—	×	

×：要求される品質が確保されない場合
—：供給不可の場合

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路(株) 東北支社		
工事件名	磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事		
No.	工種名	工事情報 (テーブル名)	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱東北支社会津若松管理事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇工事事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書(以下「工事請負契約書」という。)または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書(以下「調査等請負契約書」という。)の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者